東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱の改正等について

東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱(令和元年6月28日付31環地環第86号。以下「認証要綱」という。)及び東京ゼロエミ住宅指針(令和元年7月4日付31環地環第104号。以下「指針」という。)について、下記のとおり改正等を行いました。

記

- 1 認証要綱の改正(令和6年3月26日施行)
- (1)審査の取下げに係る規定の整備(第19条関係)

改正前の認証要綱では、東京ゼロエミ住宅の設計確認書等が交付されてから工事完了申請を行うまでの間に東京ゼロエミ住宅の建築を取りやめる場合は、第20条第3項の規定により辞退届を求めていたところ、第19条の規定による審査の取下げと実質的に内容が変わらないことから、手続きを一本化します(第2項)。併せて、一度設計確認書等が交付された住宅について、再度設計確認書等が交付された場合にあっては、先に交付された設計確認書を失効させるため、当該設計確認書の取下げを行わせるものとします(第3項)。

(2) 不正手続き等に係る処分規定の新設(第20条の2)

建築主等が不正な手段により認証要綱に定める手続き等を行った場合、相当の期間、設計確認申 請等の手続きを行うことを停止する処分等を行うこととする規定を設けます。

2 指針の改正(令和6年10月1日施行)

令和6年10月1日からの基準の見直しを行うにあたり、指針を改正しました(詳細は別紙)。なお、 認証要綱についても、同日から設計確認書等の様式変更や付番方法の変更等を行う改正を別途予定し ておりますので、改めてご連絡します。

(問合せ先)

東京都環境局気候変動対策部 環境都市づくり課 東京ゼロエミ住宅担当 電話 03-5388-3662